

令和3年11月24日（水）	資料4
第4回立川市国民健康保険運営協議会	

## 令和4年度 国民健康保険料の試算結果 ケースⅠ～Ⅳの説明

### ケースⅠ

法定外繰入をしなくても国民健康保険事業が赤字にならないような額、国等に求められている財政健全化の最終的な目標となる額。

### ケースⅡ

収納率が100%であれば、法定外繰入（※）がなくても、東京都に収める国民健康保険事業費納付金（※）がまかなえる額。

### ケースⅢ

立川市で独自に算定した賦課必要額に、ケースⅡから算出した一人あたり保険料の対前年度の伸び率をかけて算定した額。法定外繰入は必要。

### ケースⅣ

ケースⅢに対応したうえで、財政健全化計画に基づきケースⅡとケースⅢの差額の1/4を解消するために必要な額で、保険料率等を改定する場合の提案の元となる額。法定外繰入は必要。

#### ※法定外繰入（その他繰入）…

収納した国民健康保険料と保険基盤安定繰入金等の法定繰入金を合わせてもなお、国民健康保険事業費納付金に不足する場合に、市の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるもの

#### ※国民健康保険事業費納付金…

都道府県が国民健康保険事業に要する費用に充てるため、区市町村から徴収するもので、医療費水準と所得水準に応じて定められるもの